

# 高付加価値コンテンツ造成・販売（事業者支援）業務仕様書

（公社）岡山県観光連盟

## 1 委託業務名

高付加価値コンテンツ造成・販売（事業者支援）業務

## 2 業務の目的

旅行先として選ばれるエリアとなるために、地域資源を活用し、継続的に販売することを見据えた高付加価値な滞在型観光コンテンツの造成及び販売促進を行い、国内外の観光客の満足度を高めるとともに、地域内消費の拡大につなげる。

## 3 委託者

公益社団法人岡山県観光連盟

## 4 業務の概要

### （1）モデルエリア

モデルエリアとは、別途実施予定の高付加価値コンテンツ造成・販売（エリア支援）事業において委託者が決定する、複数の宿泊施設を核に、観光協会、市町村等が連携して宿泊者の滞在価値の向上を図る地域。

なお、モデルエリアは、2か所程度を想定しており、今後公募を行い、7月初旬に決定する。

### （2）実施内容

モデルエリアの現状分析を行い、特性・課題、旅行者ニーズ、販売上の課題を把握した上で、地域の観光事業者を支援し、エリアならではの地域資源を活用した国内外の観光客向け観光コンテンツを造成・販売する。事業を進めるに当たっては、デジタルマーケティングを活用したプロモーションや各種データを活用し、ターゲット設定、販売導線の設計、効果検証及び改善を一体的に行う。

### （3）実施期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### （4）委託限度額

6,050,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

なお、当該委託限度額には、5（2）に定めるプロモーション費用1,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を含むものとする。ただし、プロモーション費用は、実績に基づき精算するものとし、未使用額又は不用額が生じた場合は、その額を委託者へ返還すること。また、その他経費についても、利用実績の減等により不要となったと認められる経費については、同様に取り扱うものとする。

## 5 業務内容

本仕様書において委託する業務（以下「本業務」という。）は、以下のとおりとし、本業務の実施に当たっては、必ず委託者と協議の上、行うこととする。

また、本業務の実施に当たっては、必要な実施体制を構築し取り組むものとし、本業務に係る問合せに対応できる体制を構築し、期間中の対応を行うものとする。

なお、問合せ対応については、委託開始から終了までの間の平日10時から17時までの電話またはメール対応を含むものとする。

## (1) 観光コンテンツの造成・販売支援

地域ならではの食、自然、歴史、文化、アート、温泉、伝統工芸、体験を通じた交流等の地域資源を最大限に活用し、国内外の観光客に向けて付加価値の高い観光コンテンツを造成・販売すること。

- (ア) モデルエリア（その周辺を含む）において、国内外の観光客に付加価値の高い観光商品を提供しようとする県内事業者を10者以上抽出し、その中から支援対象事業者を選定の上、観光コンテンツを3件以上造成し販売すること。
- (イ) モデルエリア（その周辺を含む）以外の地域についても同様に、国内外の観光客に付加価値の高い観光商品を提供しようとする県内事業者を10者以上抽出し、その中から支援対象事業者を選定の上、観光コンテンツを2件以上造成し販売すること。
- (ウ) 販売方法は、OTAを中心にターゲットに応じて設定すること。また、モデルエリア（その周辺を含む）の宿泊施設公式サイト、地域観光サイト等との連携によるプロモーションを検討すること。

## (2) デジタルマーケティングを活用したプロモーション、販売動線の整備及び効果検証

観光コンテンツを販売するに当たっては、デジタルマーケティングを活用してターゲットの選定や広告配信を行うこととする。実施後は、効果測定及び分析、レポートを作成することとし、広告配信結果、流入数、予約・販売状況、利用者アンケート及び改善提案を含めること。当該業務を通じて得られたデータについては、委託者が今後の効果検証に活用できるよう、集計前データ又は集計データを委託者に提供すること。

デジタルマーケティングを活用したプロモーション費用については、全て広告配信費とし、1,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。なお費用には、分析レポート費は含まない。

- (3) 観光事業者が持続的かつ効率的に運営ができる体制を構築するとともに、委託業務終了後も継続的な取り組みとなるよう提案及び支援すること。
- (4) 県内観光事業者を対象とした、観光コンテンツ造成やプロモーションにおけるセミナーや、観光事業者間の交流が期待されるワークショップ等を2回以上開催すること。開催にあたっては、アンケートを実施し、観光事業者ニーズや課題を把握すること。
- (5) 観光コンテンツの造成・販売実績報告を四半期ごとに行うこと。
- (6) その他特記事項
  - (ア) その他、本業務の遂行に当たって必要な事項が発生した場合は、委託者と協議の上、実施すること。
  - (イ) 本業務を実施するに当たり、必要な部分については再委託を認める。ただし、再委託の業務内容が本業務の主たる業務でないことを条件とし、事前に委託者の承諾を得たものに限る。
  - (ウ) 観光事業者からの問合せに対しては、速やかに対応すること。

## 6 成果物の提出

本業務が完了した際は、速やかに実施報告書を作成し、委託者に提出すること。実施報告書には、以下の内容を含めること。

- ・参加事業者
- ・造成した観光コンテンツの内容・販売状況
- ・デジタルマーケティングを活用したプロモーション内容と結果・分析
- ・販売ページ
- ・実施したセミナー・ワークショップの内容とアンケート結果・分析
- ・事業終了後の継続運用に向けた体制、成果、課題、改善方針及び次年度以降の展開案

様式は任意のものとするが、紙媒体で1部提出するとともに、電子データをあわせて提出すること。

## 7 留意事項

- (1) 本仕様の内容については、業務の概要を示したものであり、詳細については、企画提案協議の結果に基づき、委託者と契約予定者による協議の上、必要な変更を加えて確定するものとする。
- (2) 成果物納入までにかかる一切の費用は、委託料に含まれるものとする。
- (3) 受託者は本業務を行うにあたり、旅行業法等の関連法令等を遵守すること。
- (4) 本業務の遂行に当たり受託者の責任に起因して発生した損害については、受託者の責任において賠償すること。
- (5) 受託者は、効果検証のため各種データ等の情報を事業者等から取得する場合には、必ず提供者の同意を得ること。
- (6) 受託者は、本業務の遂行に当たって必要な関係書類を整備し、委託者から提出を求められた場合には速やかに提出すること。
- (7) 本業務を遂行するに当たっての個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (8) 本業務により得られたデータ等、全てについて、本業務の目的以外に使用、流用等をしてはならない。
- (9) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む）において解決すること。
- (10) 委託者は、事業の趣旨に逸脱する行為が認められた場合は、契約の解除等をなすことができるものとする。
- (11) 本業務の実施に伴い第三者との間に発生したトラブルに対しては、責任をもって対処すること

## 8 書類提出先及び問い合わせ先

〒700-0822 岡山市北区表町 1-5-1 岡山シンフォニービル 2階  
公益社団法人 岡山県観光連盟 誘客促進グループ  
TEL 086-201-0247 FAX 086-231-5393